LEVOメルマガvol.54(2023.10)	一般財団法人 環境優良車普及機構
ーローローローローローローローローローローローローローローローローローローロ	
LEVOメルマガは、配信を希望された方々、LEVOリースをご利用の方々、名刺交換させていただいた方々に配信させていただいております。	
■ LEVOからのお知らせ	

## ★商用車の電動化促進事業(トラック)の申請受付について

2050年カーボンニュートラルの達成を目指して、令和5年度から環境省、国土交通省、経済産業省が連携し、運送事業者等の使用するトラックについて電動化(BEV:電気自動車、PHEV:プラグインハイブリッド自動車、FCV:燃料電池自動車)を図る際に支援する「商用車の電動化促進事業」が施行され、令和6年1月31日(水)まで補助金の申請を受付けています。電動車を導入しようと計画されている皆様からの申請をお待ちしています。

【事業概要(公募開始、補助対象事業者、補助対象車両など)】 ○公募開始:令和5年6月27日(火)~ 公募締切:令和6年1月31日(水)

#### ◆◆◆早めの交付申請をお願いいたします。◆◆◆

※自家用商用車(トラック等)も補助対象車両です(車両総重量2.5トン超車)。

○補助対象事業者は、以下の要件のいずれかに該当する者(事業規模の制限はありません。)

- (1) 貨物自動車運送事業者
- (2) 自家用商用車(トラック等)を業務に使用する者(車両総重量2.5トン超の車両に限る。)
- (3) 商用車(トラック等)の貸渡しを業とする者((1),(2)に貸渡しする者に限る。)
- (4) 地方公共団体
- (5) その他環境大臣の承認を得て、執行団体が適当と認める者
- ○補助対象車両(申請台数の制限はありません。)

#### **★★★** NEW **★★★**

★補助対象車両の紹介動画を掲載

事前登録された補助対象車両の紹介動画を掲載しました。動画の準備が整った車両から、順次紹介いたします。

また、公募要領概要説明版のYouTube版とPDF版も掲載しましたので、合わせてご参照ください。

https://www.levo.or.jp/fukyu/evhojo/2023/ev index.html#index

- (1)「商用車の電動化促進事業補助金」に係る車両の事前登録のご案内について」(令和5年3月31日付)により、自動車製作者等が環境省に登録(以下「事前登録」という。) された車両であること。
- (2) 令和5年4月3日から令和6年1月31日までに新車新規登録(軽自動車については新車新規検査)を受けたものであること。
- (3) 国土交通省の型式認証を受けていない自動車については、事前登録を行った自動車と主要諸元が同一であることを確認した書面が添付されていること。
- (4) 自家用商用車(トラック等)は、車両総重量2.5トン超であること。
- ○補助額は、事前登録のあった車両を基に「商用車の電動化促進事業(トラック)実施要領」 (令和5年5月16日、環水大自発第2305161号)により算出し、確認された基準額。
- ○非化石エネルギー自動車の区分別導入台数計画 2030年度における非化石エネルギー自動車の保有割合が、5パーセント以上であること。
- 〇問い合わせ先

一般財団法人環境優良車普及機構 商用車の電動化促進事業執行グループ TEL: 03-5944-0883 Email: evhojo@levo.or.jp

公募に係る詳細は以下のURLをご覧ください。

https://www.levo.or.jp/fukyu/evhojo/2023/ev\_index.html

- ★令和5年度 空港・港湾分野における脱炭素化促進事業の公募の審査結果について 令和5年5月25日(木)〜令和5年6月23日(金)までの期間で公募を行ったところ、 3件の応募があり、審査の結果、2件を補助事業として採択しました。 https://www.levo.or.jp/fukyu/butsuryu/saitakukekka23k.pdf
- ★令和4年度 空港・港湾における脱炭素化促進事業の2次公募の審査結果について 令和5年5月25日(木)~令和5年6月23日(金)までの期間で公募を行ったところ、 2件の応募があり、審査の結果、2件を補助事業として採択しました。 https://www.levo.or.jp/fukyu/butsuryu/saitakukekka22k-2.pdf
- ★令和4年度 社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業の5次公募の開始について

10月2日付で、令和4年度 社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業の5次公募を開始しました。

https://www.levo.or.jp/fukyu/butsuryu/22\_butsuryu2.html

★令和4年度 空港・港湾における脱炭素化促進事業の3次公募の開始について 9月26日付で、令和4年度 空港・港湾における脱炭素化促進事業の3次公募を開始しました。

https://www.levo.or.jp/fukyu/butsuryu/22\_kuukou2.html

★環境省が推進する「デコ活」宣言に登録 LEVOは、環境優良車や環境機器の普及促進を通じて、自動車運送事業者のCO2削減に

#### 貢献しております。

このような当機構の活動と、CO2削減の必要性を国民・消費者の皆様に知っていただくため、このたび「デコ活」宣言を行い、9月21日付けで環境省デコ活応援団事務局に登録されましたのでお知らせします。

宣言①:製品、サービス、取組展開を通じてデコ活を後押しします!

宣言②:生活・仕事の中で、デコ活を実践します!

https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/

# ★令和5年度 低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業について

○低炭素型ディーゼルトラックの申請台数の変更

令和5年5月29日(月)の申請開始から1事業者様あたりの申請台数を「1事業者あたり4台」 に制限して受付けていましたが、令和5年9月19日(火)受付分から「1事業者あたり8台(リースにあっては貸渡先事業者)」に変更しました。

なお、これまでに4台の申請を行った事業者様も、計8台まで申請することができます。

https://www.levo.or.jp/fukyu/hojokin/r5/daisuuhenkou.pdf

## ■ 海外情報

LEVOは、日本政府指定機関として参加している国際エネルギー機関(IEA)の自動車用 先進燃料技術連携プログラム(AMF-TCP)で得られた情報等を出来るだけ早く皆様に提供 しています。従って、記事の翻訳は、仮訳であり、また、記事の内容についての事実確認は行っ ていないことをご了承ください。

★IEA 温室効果ガス排出強度に基づく水素の定義に関する検討

国際エネルギー機関(IEA)は、2023年4月のG7気候・エネルギー・環境閣僚会議に先立ち、政策立案者、水素製造者、投資家、研究機関に水素の製造過程における温室効果ガスの排出強度に関する検討結果を取りまとめた報告書の概要を紹介します。

- ・水素製造に伴う二酸化炭素排出量を明確に把握することにより、投資を可能にし、スケールアップを加速する。
- ・水素、アンモニアおよび水素ベースの燃料の製造や利用はスケールアップする必要がある。
- ・排出強度に基づく水素の定義は、しっかりとした規制の基礎となり得る。
- ・水素製造の排出強度を規制すれば、相互運用を可能にし、市場の分断を抑制することができる。

※IEA (International Energy Agency:国際エネルギー機関)

IEAは、経済協力開発機構(OECD)の外局機関で、1974年にOECD理事会の決定により設立されました。石油危機に端を発し、石油エネルギー節約、石油代替エネルギーの開発促進等、石油消費国間におけるエネルギー問題への対応を主な目的としています。

https://www.levo.or.jp/emailmagazine/vol53.html

# ◆ LEVOニュースインタビュー募集!

LEVOニュースは、自動車運送事業者をはじめとする関係者の方々に、LEVOの活動状況、新規に開発された環境優良車や国の補助制度の情報などを提供する広報誌です。

LEVOニュースでは、CNG、HEV、EVなどの環境優良車やデジタコなどのEMS機器のほかドライブレコーダ等、お使いになられた効果や感想などの記事を、LEVOニュースへ掲載させて頂ける事業者を募集しております。

## ●LEVOニュース最新号

https://www.levo.or.jp/library/newslevo/ <LEVOニュース記事募集係 TEL:03(3359)9008>

<本メルマガの配信停止はこちらから>

配信停止をご希望の場合は、下記の配信停止専用メールアドレスに空メールを送信ください。

emlmag-kaijyo@levo.or.jp

自動応答システムにより、配信停止をご連絡いたします。

くその他のご意見、お問い合わせはこちらまで>

メールアドレス: emlmag-kanrinin@levo.or.jp

\_\_\_\_\_

### 【発行元】

一般財団法人 環境優良車普及機構

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-14-8 YPCビル

E-mail: emlmag-kanrinin@levo.or.jp

HP: https://www.levo.or.jp/

本メルマガの無断転載を禁じます。